

## 令和3年第1回砂川市議会定例会

令和3年3月17日（水曜日）第6号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第16号 砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第17号 砂川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第19号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第24号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第25号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第26号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第27号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について  
議案第28号 砂川市老人憩の家指定管理者の指定について  
議案第29号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第 7号 令和3年度砂川市一般会計予算  
議案第 8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計予算  
議案第 9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計予算  
議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計予算  
議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第13号 砂川市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第14号 砂川市公告式条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第20号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第22号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基

- 準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3 1 号 砂川地区公平委員会規約の変更について
- 日程第 5 議案第 3 2 号 令和 2 年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 6 議案第 3 3 号 令和 3 年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 7 報告第 1 号 監査報告  
報告第 2 号 例月出納検査報告
- 日程第 8 議案第 3 4 号 常任委員及び議会運営委員の選任について
- 追加日程第 1 議長の常任委員辞任について
- 日程第 9 選挙第 1 号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について  
選挙第 2 号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について  
選挙第 3 号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について  
選挙第 4 号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について  
選挙第 5 号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第 2 継続第 1 号 総務文教委員会継続審査  
継続第 2 号 社会経済委員会継続審査  
継続第 3 号 議会運営委員会継続審査
- 日程第 1 0 意見案第 1 号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書について
- 閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 5 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 6 号 砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 7 号 砂川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 8 号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 9 号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 1 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 4 号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について  
議案第 2 5 号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

- 議案第26号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第27号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
- 議案第28号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議案第29号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第7号 令和3年度砂川市一般会計予算
- 議案第8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第2 議案第13号 砂川市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第14号 砂川市公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第31号 砂川地区公平委員会規約の変更について
- 日程第5 議案第32号 令和2年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第6 議案第33号 令和3年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第7 報告第1号 監査報告
- 報告第2号 例月出納検査報告
- 日程第8 議案第34号 常任委員及び議会運営委員の選任について
- (日程追加)
- 議長の常任委員辞任について
- 日程第9 選挙第1号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 選挙第2号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
- 選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 選挙第4号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
- 選挙第5号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- (日程追加)

継続第 1号 総務文教委員会継続審査

継続第 2号 社会経済委員会継続審査

継続第 3号 議会運営委員会継続審査

日程第10 意見案第1号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める  
意見書について

○出席議員（12名）

議長 水島美喜子君

議員 中道博武君

佐々木政幸君

飯澤明彦君

北谷文夫君

辻 勲君

副議長 増山裕司君

議員 多比良和伸君

高田浩子君

増井浩一君

沢田広志君

小黒弘君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長

善岡雅文

砂川市教育委員会教育長

高橋 豊

砂川市監査委員

栗井久司

砂川市選挙管理委員会委員長

信太英樹

砂川市農業委員会会長

関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長

湯浅克己

病院事業管理者

平林高之

総務部長

熊崎一弘

兼会計管理者

市民部長

峯田和興

保健福祉部長

中村一久

経済部長

福士勇治

建設部長

近藤恭史

建設部技監

小林哲也

病院事務局長

朝日紀博

病院事務局次長

山田 基

病院事務局審議監 渋谷和彦  
総務課長 東正人  
政策調整課長 井上守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長 河原希之

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長 山形譲

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 熊崎一弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 福士勇治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 和泉肇  
事務局次長 川端幸人  
事務局主幹 山崎敏彦  
事務局係長 斉藤亜希子

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。休会中の本会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1
- 議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第16号 砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第17号 砂川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第19号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第24号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
  - 議案第25号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
  - 議案第26号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
  - 議案第27号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
  - 議案第28号 砂川市老人憩の家指定管理者の指定について
  - 議案第29号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
  - 議案第7号 令和3年度砂川市一般会計予算
  - 議案第8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計予算
  - 議案第9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計予算
  - 議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
  - 議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計予算

議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計予算

○議長 水島美喜子君 日程第1、議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第25号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第26号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第27号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について、議案第28号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について、議案第29号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第7号 令和3年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計予算の18件を一括議題といたします。

第2予算審査特別委員長の報告を求めます。

第2予算審査特別委員長。

○第2予算審査特別委員長 小黒 弘君（登壇） 第2予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3月15日及び16日の2日間にわたり委員会を開催し、委員長に私小黒、副委員長に中道博武委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第15号から第17号は簡易による採決、議案第18号は起立による採決、議案第19号、第21号、第24号から第29号は簡易による採決、議案第7号、一般会計予算は起立による採決、議案第8号から第12号、特別会計、事業会計の5会計予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長 水島美喜子君 これより第2予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第18号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で、原案に反対の討論を行う方はもう一度挙手願います。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） それでは、議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について反対の討論を行います。

北光竹の子ホームの開設に当たりましては保護者の方々、指導員の方々、地域の方々が子供たちのために大変ご尽力されたと伺っています。そして、このたび直営移行に当たり二、三年かけ移行になったと伺いました。これまでの功績に敬服しております。これからも子供たちが安心して放課後を過ごせるよう安全に取り組むことはもちろん、保護者の方々が、利用したい方々が全員利用できる料金でなくてはなりません。子育て世帯の方々が諦める砂川市であってはならないのではないのでしょうか。今回の条例改正により学童保育所の運営が委託から市の直営に変わることにより、学童保育所の保護者にとって負担金が1人3,000円増額になってしまいます。保護者負担9,000円という額は、近隣の市町村と比較しても突出しています。例示すれば、滝川市、3,000円、新十津川町、1,500円、深川市、3,400円プラスおやつ代、旭川市、4,000円プラスおやつ代、江別市、3,000円、奈井江町、1日400円と砂川市以外の近隣の市町村はほぼ3,000円ぐらいのところが多く、平均しています。そして、ひとり親、生活保護、要保護、第2子以降半額、第3子以降無料と様々な減額制度があります。今回の条例改正に当たり、月額、日額の考えを改めて再度検討し、保護者の負担額が少なくなるよう改めるべきです。市改正案では、市委託の北光学童保育所が保護者の負担をお願いしていた月額6,000円を市直営と同じ、同額の9,000円とするとありますが、保護者にとっては1.5倍の負担増、子供2人の家庭は2倍、保護者負担の限度を超えていると考えます。そもそも市委託から直営になるに当たり人件費等の支出が増えるとしても、その負担分を利用する保護者に実質的に負担させることは適当ではありません。少なくとも条例改正案によって増額となる家庭については、増額にならないようにしなくてはなりません。昨年度からコロナ禍にあり、1年以上もの生活苦が続いている家庭がたくさんあります。また、北海道は低賃金のため保護者の収入が少ない家庭がたくさんあります。今まさに保護者の負担軽減に努めるべきではないのでしょうか。子育て世帯の負担軽減のためにも利用料について新たに検討するようぜひご賛同いただきたいと存じます。

学童保育所の月額9,000円、日額700円について直営になり、保護者の負担額増額になることから、反対の討論といたします。

○議長 水島美喜子君 増井浩一議員。

○増井浩一議員（登壇） 私は、議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例改正案は、これまで公設民営で運営されてきた北光学童保育所について令和3年度より委託が困難な状況になったことから、各小学校区における学童保育所の開設を



継続するため運営方法を市の直営に切り替える内容であります。地域の保護者団体による学童保育所の運営は、地域の皆さんの手で子供たちが健全に育成されるよう支えていただく望ましい方式であり、当該団体のこれまでのご尽力に敬意を表するものであります。継続が困難とのことであり、指導員の確保など安定した保育サービスを提供するため直営化としたところであります。保護者の方々には直営化に伴って公設公営の他の3か所と同額の保育料を負担していただくこととなりますが、この3か所と同様の体制で保育を行うため公平性からやむを得ないものと考えられ、北光小学校の児童が引き続き安全で安心して放課後等を過ごせる場として学童保育所は必要不可欠であります。

つきましては、今後とも適切に学童保育所が運営されるよう本条例を原案のとおり可決すべきものと考えますので、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、賛成の討論といたします。

○議長 水島美喜子君 これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

起立多数であります。

したがって、本案は第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第7号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

[挙手する者あり]

ただいま挙手された方の中で、原案に反対の討論を行う方はもう一度挙手願います。

高田浩子議員。

○高田浩子議員 (登壇) それでは、反対の討論を行います。

コロナ禍による支援策、新事業とありましたが、市民にとってどうすれば支援につながるのか等様々な工夫もあることが分かりました。これからも市民の方々のために取り組んでほしいと考えています。議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定についてで反対したとおり、一般会計予算につきましても北光学童保育所の保護者負担金が1名9,000円で計上してあるため同様にコロナ禍で家計が不安定な子育て世帯の負担軽減を図るためにも利用料について引き下げるべきと考えますので、新たに検討するようご賛同いただきたいと存じます。

北光学童保育所の保護者負担が9,000円に値上がりし、学童保育負担金が1名9,000円で計上してあることから、反対の討論といたします。

○議長 水島美喜子君 飯澤明彦議員。

○飯澤明彦議員 (登壇) 私は、議案第7号 令和3年度砂川市一般会計予算に賛成の

立場で討論を申し上げます。

現在の地方財政を取り巻く状況は新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが見えない中、国税収入の大幅な落ち込みから構造的な財源不足に陥っています。このような中、令和3年度の一般会計予算は新型コロナウイルス感染症の影響による市税の減収が1億円以上と大きいものの、地方交付税においては国において総額17.4兆円が確保されたことにより前年度を上回る額が確保され、健全な財政運営を目指していると考えます。政策面では子育て支援、環境保全、まちなかのにぎわい、産業の推進や農業者支援など地域経済の活性化や発展、市民生活の安全、安心に配慮されたもので、バランスの取れた予算と考えます。一部の市民負担が承認し難いということで全ての予算を否決することは新年度の行政運営を混乱させ、支障を来すもので、本予算が年度当初より着実にスムーズに執行されることが重要であります。令和3年度一般会計予算については、いつまでも安心して暮らすことのできるまちづくりに向けた予算であると考え、原案のとおり可決すべきものと考えます。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます、賛成の討論といたします。

○議長 水島美喜子君 これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第15号から第17号、第19号、第21号、第24号から第29号、第8号から第12号までの一括討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第15号から第17号、第19号、第21号、第24号から第29号、第8号から第12号までを一括採決いたします。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第13号 砂川市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 水島美喜子君 日程第2、議案第13号 砂川市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第13号 砂川市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、市庁舎を新たに建設し、供用を開始するに当たり、その位置を改めるため本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第13号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

本則は、砂川市役所の位置を定めるものであり、「砂川市西6条北3丁目1番1号」を「砂川市西7条北2丁目1番1号」に改めるものであります。

附則として、この条例は、規則で定める日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第13号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決いたします。

ここで申し上げます。

議案第13号は、地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要としますので、起立によって採決をいたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

出席議員は12名であり、その3分の2以上は8名以上であります。

ただいまの起立者は12名であり、所定数以上であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第14号 砂川市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第14号 砂川市公告式条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての4件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第14号 砂川市公告式条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、市庁舎を新たに建設し、供用を開始するに当たり、掲示場の位置の見直しを図るとともに、公告式に係る事務の効率化を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市公告式条例の一部を改正する条例がありますが、改正の内容につきましては3ページ、議案第14号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、条例の公布の定めであり、第2項中「別表」を「砂川市役所前」に改めるものであります。

次に、別表を削るものでありますが、この別表は掲示場の位置の定めであり、この改正により6か所の掲示場を砂川市役所前の1か所に改めるものであります。

附則として、第1項はこの条例の施行期日の定めであり、この条例は、規則で定める日から施行するものであります。

第2項は、砂川市職員給与条例の一部改正であり、第33条の3第3項中「別表」を「第2条第2項」に改めるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 (登壇) 私からは議案第20号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第20号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第9条の2は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の定めであり、第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から議案第22号 砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、介護サービスの運営基準等を改めるとともに、条文を整理するため砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正しようとするものであります。初めに改正の概要についてご説明申し上げます。今回の改正は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の介護サービスに係る基準につきまして3年ごとに行われる介護報酬の改定に併せ介護サービスなどの基準の見直しも行われており、令和3年度介護報酬の改定に当たり介護サービスの運営基準等を定めた厚生労働省令が改正されたことから、影響を受ける4つの条例を併せて改正しようとするものであります。

第1条から第4条までの共通する主な改正内容としましては、感染症対策の強化として感染症の予防及び蔓延の防止のための取組を規定するほか、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から業務継続に向けた計画等の策定などの義務づけが行われるものであります。また、運営基準において実施が求められる各種会議等については感染防止や多職種連携の促進の観点からテレビ電話等活用した実施が認められるほか、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負

担軽減の観点から利用者等への説明や同意等のうち書面で行うものや介護サービス事業所における記録の保存、交付等については原則として電磁的な対応を認めることとし、さらに運営規程等の掲示方法についても見直しが行われるものであります。その他介護サービス事業者の適切なハラスメント対策の強化について規定するとともに、利用者の人権の擁護や虐待の防止等の観点から高齢者虐待の防止のための指針の整備や研修を実施するとともに、これらの措置を実施するための担当者を定めること等を義務づけるものであります。

続きまして、各条例の主な改正点であります。第1条は砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例であります。居宅介護支援とは、要介護1から5の認定を受けた方が利用する介護サービスを受ける際に介護サービス計画書、いわゆるケアプランを作成するとともに、サービス提供事業者等との連絡調整を行う事業であり、条例では当該事業を行う事業所の人員及び運営に関する基準等を定めております。なお、現在市内には5か所の事業所がございます。主な改正点は、質の高いケアマネジメントの推進を図る観点から居宅介護支援事業所に利用者に対し当該事業所が作成した介護サービス計画書における通所サービスや訪問サービスなどの各サービスの利用割合やサービスごとの同一事業所で提供された割合の説明を新たに求めるほか、利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につながるよう介護サービス計画書の点検、検証の仕組みが導入されるものであります。

第2条及び第4条は、砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例であります。地域密着型サービスとは、要介護1から5の認定を受けた方に対する介護サービスであり、市町村が事業所の指定や監督を行い、原則当該市町村の住民が利用できる介護サービス、市内には特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム、通所介護等10か所の事業所がございます。また、地域密着型介護予防サービスとは要支援1、2の認定を受けた方に対する介護予防サービスであり、市内には5か所の事業所がございますが、全て先ほどの10か所の事業所と重複いたします。

主な改正点は、通所系サービスでは人材の有効活用を図る観点から管理者の配置基準を緩和するほか、小規模多機能型居宅介護では介護老人福祉施設、または介護老人保健施設と併設している場合においては、管理者と介護職員の兼務を可能とする人員配置基準の見直しが行われるものであります。認知症対応型共同生活介護では、認知症グループホームのユニットの弾力化やサテライト型事業所の基準を創設するほか、人材の有効活用を図る観点から夜勤職員体制や計画作成担当者の配置基準を緩和できるとし、第三者による外部評価の方法についても見直しされるものであります。施設系サービスでは、地域密着型介護老人福祉施設の人員確保や職員定着の観点から人員配置基準や個室ユニット型施設の設備、勤務体制の基準を見直すほか、口腔衛生管理の強化を図るための規定を設けると

ともに、栄養ケアマネジメントの取組を一層強化する観点から各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うため見直しされるものであります。その他災害への対応として、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難訓練等の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう努めるほか、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させるため医療、福祉関係者の資格を有さない者について認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる義務づけが行われるものであります。

第3条は、砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例であります。介護予防支援とは、要支援1、2の認定を受けた方が利用する介護予防サービスを受ける際に介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス提供事業者等との連絡調整を行う事業であり、条例では当該事業を行う事業所の人員及び運営等を定めておりますが、この事業は介護保険法により各市町村の地域包括支援センターが行うこととされております。なお、本条例の主な改正点は先ほど説明した共通する改正点のみであり、独自の改正はございません。

改正の内容につきましては、27ページ、議案第22号附属説明資料新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第1条は、砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正であります。目次中第7章、「第34条」を「第33条の2・第34条」に改めるものであります。

第4条の次に次の2項を加えるものであり、第5項、指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第6項、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないを加えるものであります。

第7条は、内容及び手続の説明及び同意の定めであり、第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加えるものであります。

28ページを御覧ください。第16条は、指定居宅介護支援の具体的取扱い方針の定めであり、第9号中「招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器

(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加えるものであり、第21号、介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならないを加えるものであります。

29ページであります。第21条は、運営規程の定めであり、第6号を第7号とし、第5号の次に第6号、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第22条は、勤務体制の確保等の定めであり、次の1項を加えるものであり、第4項、指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないを加えるものであります。

30ページであります。第22条の次に次の1条を加えるものであり、第22条の2は業務継続計画の策定等の定めであり、第22条の2、指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項、指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

第3項、指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとするを加えるものであります。

第24条の次に次の1条を加えるものであり、第24条の2は感染症の予防及び蔓延の防止のための措置の定めであり、第24条の2、指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号、当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための



対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

第2号、当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

第3号、当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施することを加えるものであります。

31ページであります。第25条は揭示の定めであり、次の1項を加えるものであり、第2項、指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができるを加えるものであります。

第30条の次に次の1条を加えるものであり、第30条の2は虐待の防止の定めであり、第30条の2、指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号、当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

第2号、当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

第3号、当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

第4号、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くことを加えるものであります。

第7章中第34条の前に次の1条を加えるものであり、第33条の2は電磁的記録等の定めであり、第33条の2、指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（前条において準用する場合を含む。）及び第16条第28号（前条において準用する場合を含む）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

32ページであります。第2項、指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」とい

う。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができるを加えるものであります。

第2条は、砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正であります。目次中第10章、「第205条」を「第204条の2・第205条」に改めるものであります。

第5条は、指定地域密着型サービスの事業の一般原則の定めであり、次の2項を加えるものであり、第3項、指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第4項、指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないを加えるものであります。

33ページであります。第8条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の員数の定めであり、第5項第1号中「をいう。」の次に「第49条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「をいう。」の次に「第49条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「をいう。」の次に「第49条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「をいう。」の次に「第49条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第49条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第49条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第49条第4項第7号、」を加え、34ページであります。同項第8号中「をいう。」の次に「第49条第4項第8号及び」を加えるものであります。

第33条は、運営規程の定めであり、第8号を第9号とし、第7号の次に第8号、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第34条は、勤務体制の確保等の定めであり、次の1項を加えるものであり、第5項、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないを加えるものであります。

第34条の次に次の1条を加えるものであり、第34条の2は業務継続計画の策定等の定めであり、第34条の2、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以

下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

35ページであります。第3項、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとするを加えるものであります。

第35条は、衛生管理等の定めであり、次の1項を加えるものであり、第3項、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

第2号、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

第3号、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施することを加えるものであります。

第36条は掲示の定めであり、次の1項を加えるものであり、第2項、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができるを加えるものであります。

36ページであります。第41条は地域との連携等の定めであり、第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第61条の17第1項及び第89条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加えるものであります。

第42条の次に次の1条を加えるものであり、第42条の2、虐待の防止の定めであり、第42条の2、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

第2号、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

第3号、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

37ページであります。第4号、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くことを加えるものであります。

第49条は訪問介護員等の員数の定めであり、第1項第1号及び第3号中「専ら」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条の次に5項を加えるものであり、38ページであります。第3項、オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

第4項、指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

第1号、指定短期入所生活介護事業所

第2号、指定短期入所療養介護事業所

第3号、指定特定施設

第4号、指定小規模多機能型居宅介護事業所

第5号、指定認知症対応型共同生活介護事業所

第6号、指定地域密着型特定施設

第7号、指定地域密着型介護老人福祉施設

第8号、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

第9号、指定介護老人福祉施設

第10号、介護老人保健施設

第11号、指定介護療養型医療施設

第12号、介護医療院

第5項、随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

第6項、当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

39ページであります。第7項、前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができるを加えるものであります。

第57条は運営規程の定めであり、第8号を第9号とし、第7号の次に第8号、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第58条は勤務体制の確保等の定めであり、第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に改め、「支障がないときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に改め、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第34条第2項ただし書の規定により当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の業務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないとき」を「オペレーションセンターサービスについて」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受ける」に改め、40ページであります。同条に次の1項を加えるものであり、第5項、指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないを加えるものであります。

第59条は地域との連携等の定めであり、次の1項を加えるものであり、第2項、指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建

物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならないを加えるものであります。

第61条は準用の定めであり、前段中「第35条」を「第34条の2」に、「第42条及び第43条」を「及び第42条から第43条まで」に改め、同項後段中「第35条及び第36条」を「第34条の2第2項、第35条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に改めるものであります。

41ページであります。第61条の9は指定地域密着型通所介護の具体的取扱い方針の定めであり、第4号中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改めるものであり、第61条の10は地域密着型通所介護計画の策定の定めであり、第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改めるものであります。

第61条の12は運営規程の定めであり、第10号を第11号とし、第9号の次に第10号、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

42ページであります。第61条の13は勤務体制の確保等の定めであり、第3項中「しなければならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加えるものであり、第4項、指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないを加えるものであります。

第61条の15は非常災害対策の定めであり、次の1項を加えるものであり、第3項、指定地域密着型通所介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないを加えるものであります。

第61条の16は衛生管理等の定めであり、第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加えるものであり、第1号、当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

43ページであります。第2号、当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

第3号、当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施することを加えるものであります。

第61条の17は地域との連携等の定めであり、第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加えるものであります。

第61条の20は準用の定めであり、前段中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を加え、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、44ページであります。「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削るものであります。

第61条の20の3は準用の定めであり、前段中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を加え、同条後段中「第36条に」を「第36条第1項に」に、「第36条中」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」に、「及び第61条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあり、並びに第61条の13第3項」を「、第61条の10第5項及び第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」に改めるものであります。

61条の34は運営規程の定めであり、「次に」の前に読点を付し、45ページであります。第9号を第10号とし、第8号の次に第9号、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第61条の36は安全・サービス提供管理委員会の設置の定めであり、第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加えるものであります。

第61条の38は準用の定めであり、前段中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を加え、同条後段中「第36条」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第36条第1項」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第61条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」を加えるものであります。

46ページであります。第66条は従業者の員数の定めであり、第1項中「又は施設」の次に「(第68条第1項において「本体事業所等」という。)」を加えるものであります。

第67条は利用定員等の定めであり、47ページであります。第2項中「第84条第7項」の次に「、第112条第9項」を加えるものであります。

第68条は管理者の定めであり、第1項ただし書中「できる。」の次に「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の業務に従事することとしても差し支えない。」を加えるものであります。

第73条は認知症対応型通所介護計画の作成の定めであり、第1項中「及び次条」を削るものであります。

48ページであります。第75条は運営規程の定めであり、第10号を第11号とし、第9号の次に第10号、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第82条は準用の定めであり、前段中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条まで」の次に「、第42条の2」を加え、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を「第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」に改めるものであります。

第84条は従業者の員数等の定めであり、49ページであります。第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改めるものであります。

第85条は管理者の定めであり、50ページであります。第3項中「第113条第2項」を「第113条第3項」に改めるものであります。

第89条は心身の状況等の把握の定めであり、「サービス担当者会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加えるものであります。

第102条は運営規程の定めであり、第10号を第11号とし、第9号の次に第10号、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第103条は定員の遵守の定めであり、次の1項を加えるものであり、51ページであります。第3項、第1項本文の規定にかかわらず、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から砂川市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の砂川市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整



備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の砂川市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができるを加えるものであります。

第110条は準用の定めであり、前段中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に改め、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」とを削り、「第61条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」を加えるものであります。

52ページであります。第112条は従業者の員数の定めであり、第1項中「(宿直勤務を除く。)をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加えるものであり、「ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。」を加えるものであります。

53ページであります。同条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中第9項を第10項に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加えるものであり、第9項、第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の規則で定める研修を修了している者を置くことができるを加えるものであります。

第113条は管理者の定めであり、54ページであります。第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加えるものであり、第2項、前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にお

ける共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることのできるを加えるものであります。

第115条は設備に関する基準の定めであり、第1項本文中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削るものであります。

第119条は指定認知症対応型共同生活介護の取扱い方針の定めであり、第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項の次に各号を加えるものであり、第1号、外部の者による評価。

第2号、第130条において準用する第61条の17第1項に規定する運営推進会議における評価を加えるものであります。

55ページであります。第123条は管理者による管理の定めであり、本文中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加えるものであります。

第124条は運営規程の定めであり、第7号を第8号とし、第6号の次に第7号、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第125条は勤務体制の確保の定めであり、第3項中「しなければならない。」の次に「その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条の次に1項を加えるものであり、第4項、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないを加えるものであります。

56ページであります。第130条は準用の定めであり、前段中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に改め、同条後段中「規程」と、」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者とあるのは「介護従業者」と」を削り、「「第6章第4節」と」の次に「、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加えるものであります。

第140条は指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱い方針の定めであり、第6

項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加えるものであります。

57ページであります。第147条は運営規程の定めであり、第9号を第10号とし、第8号の次に第9号、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第148条は勤務体制の確保等の定めであり、第4項中「しなければならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加えるものであり、第5項、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないを加えるものであります。

第151条は準用の定めであり、前段中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に改め、58ページであります。同条後段中「第36条」を「第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号」に改め、「「第7章第4節」と」の次に「、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加えるものであります。

第153条は人員に関する基準の定めであり、第1項に次のただし書を加えるものであり、「ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。」を加えるものであります。

同条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第97号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。))第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項の規定に基づき配置さ

れる看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き」を削り、59ページであります。同条第8項中第1項の次に第2号及び第4号から第6号までを加え、「生活相談員、栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第1号中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「生活相談員、」を、「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、60ページであります。同条第13項中「栄養士又は機能訓練指導員により」を「栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により」に改めるものであります。

第159条は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱い方針の定めであり、第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加えるものであります。

第160条は地域密着型施設サービス計画の作成の定めであり、第6項中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加えるものであります。

第165条の次に次の2条を加えるものであり、第165条の2は栄養管理の定めであり、第165条の2、指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないとするものであります。

○議長 水島美喜子君 ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時39分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

引き続き議案第22号の提案説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) 61ページを御覧願います。第165条の3は口腔衛生の管理の定めであり、第165条の3、指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないを加えるものであります。

第170条は運営規程の定めであり、第8号を第9号とし、第7号の次に第8号、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第171条は勤務体制の確保等の定めであり、第3項中「しなければならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないを加え、同条に次の1項を加えるものであり、第4項、指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないを加えるものであります。

62ページであります。第173条は衛生管理等の定めであり、第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加えるものであります。

第177条は事故発生の防止及び発生時の対応の定めであり、第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加えるものであり、第4号、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くことを加えるものであります。

第179条は準用の定めであり、前段中「第30条」の次に「、第34条の2」を、「第40条」の次に「、第42条の2」を加え、同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、63ページであります。「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削るものであります。

第182条は設備に関する基準の定めであり、第1項第1号ア（イ）ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア（ウ）を次のように改めるものであり、（ウ）、一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすることに改めるものであります。

64ページであります。第184条は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱い方針の定めであり、第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加えるものであります。

第188条は運営規程の定めであり、第9号を第10号とし、第8号の次に第9号、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第189条は勤務体制の確保等の定めであり、第4項中「しなければならない。」の次に「その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、

准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条の次に1項を加えるものであり、第5項、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないを加えるものであります。

65ページであります。第191条は準用の定めであり、前段中「第30条」の次に「、第34条の2を、「第40条」の次に「、第42条の2」を加え、同条後段中「規程」と、」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削るものであります。

66ページであります。第193条は従業者の員数の定めであり、第11項ただし書中「前項」を「第7項」に改めるものであります。

第204条は準用の定めであり、前段中「第30条」の次に「、第34条の2」を加え、「、第43条」を「から第43条まで」に改め、同条後段中「規程」と、」の次に「同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第61条の13」を「第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号」に改めるものであります。

67ページであります。第10章中第205条の前に次の1項を加えるものであり、第204条の2は電磁的記録等の定めであり、第204条の2、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているもの（第14条第1項（第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び前条において準用する場合を含む。）、第117条第1項、第138条第1項及び第157条第1項（第191条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第2項、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者

は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるを加えるものであります。

68ページであります。第3条は、砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正であります。

目次中第6章「第35条」を「第34条の2・第35条」に改めるものであります。

第3条は基本方針の定めであり、次の2項を加えるものであり、第5項、指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第6項、指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないを加えるものであります。

第19条は運営規程の定めであり、第6号を第7号とし、第5号の次に第6号、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第20条は勤務体制の確保の定めであり、次の1項を加えるものであり、第4項、指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないを加えるものであります。

69ページであります。第20条の次に次の1条を加えるものであり、第20条の2は業務継続計画の策定等の定めであり、第20条の2、指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項、指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

第3項、指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとするを加えるものであります。

第22条の次に次の1条を加えるものであり、第22条の2は感染症の予防及び蔓延の防止のための措置の定めであり、第22条の2、指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号、当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

第2号、当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

第3号、当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施することを加えるものであります。

70ページであります。第23条は掲示の定めであり、次の1項を加えるものであり、第2項、指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができるを加えるものであります。

第28条の次に次の1条を加えるものであり、第28条の2は虐待の防止の定めであり、第28条の2、指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第1号、当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

第2号、当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

第3号、当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

第4号、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くことを加えるものであります。

第32条は指定介護予防支援の具体的取扱い方針の定めであり、第9号中「招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加えるものであります。

71ページであります。第6章中第35条の前に次の1条を加えるものであり、第34条の2は電磁的記録等の定めであり、第34条の2、指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第28号（前条において準用する場



合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

第2項、指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たるものは、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができるを加えるものであります。

ここで一旦中断させていただきます。

[何事か呼ぶ者あり]

一旦中断させていただきます。

○議長 水島美喜子君 午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

引き続き議案第22号の提案説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、72ページでございます。第4条は、砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正であります。

目次中第5章、「第92条」を「第91条の2・第92条」に改めるものであります。

第4条は指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則の定めであり、次の2項を加えるものであり、第3項、指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第4項、指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないを加えるものであります。

第9条は従業員の員数の定めであり、第1項中「事業所又は施設」の次に「(第11条第1項において「本体事業所等」という。)」を加えるものであります。

73ページであります。第10条は利用定員等の定めであり、74ページであります。第2項中「同条第7項」の次に「及び第72条第9項」を加えるものであります。

第11条は管理者の定めであり、第1項ただし書中「することができる。」の次に「なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の業務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の業務に従事することとしても差し支えない」を加えるものであります。

第28条は運営規程の定めであり、第10号を第11号とし、第9号の次に第10号、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第29条は勤務体制の確保等の定めであり、75ページであります。第3項中「しなければならない。」の次に「その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加えるものであり、第4項、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないを加えるものであります。

第29条の次に次の1条を加えるものであり、第29条の2は業務継続計画の策定等の定めであり、第29条の2、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

第3項、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとするを加えるものであります。

第31条は非常災害対策の定めであり、次の1項を加えるものであり、第3項、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないを加えるものであります。

76ページであります。第32条は衛生管理等の定めであり、第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加えるものであり、第1号、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及び

まん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

第2号、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

第3号、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施することを加えるものであります。

第33条は掲示の定めであり、次の1項を加えるものであり、第2項、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができるを加えるものであります。

第38条の次に次の1条を加えるものであり、第38条の2は虐待の防止の定めであり、第38条の2、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

77ページであります。第1号、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

第2号、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

第3号、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

第4号、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くことを加えるものであります。

第40条は地域との連携等の定めであり、第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第50条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加えるものであります。

78ページであります。第45条は従業者の員数等の定めであり、第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、79ページであります。同条第

7項中「（以下）」の次に「この章において」を加えるものであります。

第46条は管理者の定めであり、第3項中「第73条第2項」を「第73条第3項」に改めるものであります。

80ページであります。第50条は心身の状況等の把握の定めであり、「招集して行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加えるものであります。

第58条は運営規程の定めであり、第10号を第11号とし、第9号の次に第10号、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第59条は定員の遵守の定めであり、次の1項を加えるものであり、第3項、第1項本文の規定にかかわらず、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から砂川市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の砂川市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の砂川市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができるを加えるものであります。

81ページであります。第66条は準用の定めであり、前段中「第29条」の次に「、第29条の2」を加え、「第37条まで、第38条（第4項を除く。）から」を削り、「第40条まで」の次に「（38条第4項を除く。）」を加え、同条後段中「規程」と、」の次に「同項、第29条第3項及び第4項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第29条第3項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削るものであります。

第72条は従業者の員数の定めであり、82ページであります。第1項中「（宿直勤務を除く。）をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項の次のただし書を加えるものであり、「ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるため

に必要な数以上とすることができるを加えるものであります。

同条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、83ページであります。同条第10項中「第9項」を「第10項」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加えるものであり、第9項、第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の規則で定める研修を修了している者を置くことができるを加えるものであります。

第73条は管理者の定めであり、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加えるものであり、第2項、前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができるを加えるものであります。

84ページであります。第75条は設備に関する基準の定めであり、第1項本文中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削るものであります。

第79条は身体的拘束等の禁止の定めであり、第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加えるものであります。

第80条は管理者による管理の定めであり、本文中「指定地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加えるものであります。

85ページであります。第81条は運営規程の定めであり、第7号を第8号とし、第6号の次に第7号、虐待の防止のための措置に関する事項を加えるものであります。

第82条は勤務体制の確保等の定めであり、第3項中「しなければならない。」の次に「その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1

項を加えるものであり、第4項、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないを加えるものであります。

第87条は準用の定めであり、前段中「第27条」の次に「、第29条の2」を加え、「、第38条（第4項を除く。）、第39条、第40条」を「から第40条まで（第38条第4項及び第40条）」に改め、86ページであります。同条後段中「規程」と、「」の次に「同項、第29条の2第2項、第32条第2項第1号及び第3号、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削るものであります。

第88条は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱い方針の定めであり、第2項中「外部の者による」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加えるものであり、第1号、外部の者による評価。

第2号、前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価を加えるものであります。

第5章中第92条の前に次の1条を加えるものであり、第91条の2は電磁的記録等の定めであり、第91条の2、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第66条及び第87条において準用する場合を含む。）及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

87ページであります。第2項、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるを加えるものであります。

附則として、第1条は施行期日の定めであり、この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等

を定める条例第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行するものであります。

第2条は虐待の防止に係る経過措置の定めであり、第2条、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の砂川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第30条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第5条第3項及び第42条の2（新地域密着型サービス基準条例第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第3条第5項及び第28条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに第4条の規定による改正後の砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第4条第3項及び第38条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第33条、第57条、第61条の12（新地域密着型サービス基準条例第61条の20の3において準用する場合を含む。）、第61条の34、第75条、第102条（新地域密着型サービス基準条例第204条において準用する場合を含む。）、第124条、第147条、第170条及び第188条、新指定介護予防支援等基準条例第19条（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条、第58条及び第81条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とするものであります。

89ページであります。第3条は業務継続計画の策定等に係る経過措置の定めであり、第3条、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第34条の2（新地域密着型サービス基準条例第

61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第20条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とするものであります。

第4条は居宅サービス事業者等における感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に係る経過措置の定めであり、第4条、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第24条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第35条第3項（新地域密着型サービス基準条例第61条において準用する場合を含む。）及び第61条の16第2項（新地域密着型サービス基準条例第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条及び第204条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第22条の2（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第32条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とするものであります。

90ページであります。第5条は認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置の定めであり、第5条、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第61条の13第3項（新地域密着型サービス基準条例第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条及び第204条において準用する場合を含む。）、第125条第3項、第148条第4項、第171条第3項及び第189条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とするものであります。

第6条はユニットの定員に係る経過措置の定めであり、第6条、この条例の施行の日以降、当分の間、新地域密着型サービス基準条例第182条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第153条第1項第3号ア及び第189条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び



深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとするものであります。

第7条はこの条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、第2条の規定による改正前の砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例第182条第1項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例によるものとするものであります。

第8条は栄養管理に係る経過措置の定めであり、第8条、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第165条の2（新地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第165条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とするものであります。

91ページであります。第9条は口腔衛生の管理に係る経過措置の定めであり、第9条、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第165条の3（新地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第165条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とするものであります。

第10条は事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置の定めであり、第10条、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第177条第1項（新地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同行中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とするものであります。

第11条は介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置の定めであり、第11条、この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第173条第2項第3号（新地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君（登壇） 議案第23号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第23号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、占用料の額の定めであり、第3項第1号中「第11条の8第1項」を「第11条の9第1項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第14号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第31号 砂川地区公平委員会規約の変更について

○議長 水島美喜子君 日程第4、議案第31号 砂川地区公平委員会規約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第31号 砂川地区公平委員会規約の変更についてご説明申し上げます。

変更の理由は、市庁舎を新たに建設し、供用開始するに当たり条文を整理するため、本規約の一部を変更しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川地区公平委員会規約の一部を変更する

規約であります。変更の内容につきましては3ページ、議案第31号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が変更後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、事務所及び事務職員の定めであり、第1項中「砂川市西6条北3丁目1番1号」を削るものであります。

附則として、この規約は、公平委員会規則で定める日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第31号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第32号 令和2年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第5、議案第32号 令和2年度砂川市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第32号 令和2年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は第12号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,568万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ192億8,413万8,000円とするものであります。

第2条は、繰越明許費の補正であります。

4ページ、第2表、繰越明許費補正に記載のとおり、4款衛生費、1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業について令和3年度に繰り越すものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある二重丸は今年度の臨時事業であります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費4,246万8,000円の減額は、財政調整基金積立金の減額であり、財源調整によるものであります。

次に、14ページ、4款衛生費、1項2目予備費で二重丸、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費815万7,000円の補正は、主にコロナウイルスワクチンの接種準備経費であり、職員手当、救急医療衛生用品などの消耗品費、ワクチン接種記録システムに対応するためのシステム改修委託料、冷凍庫用の電源改修工事及び接種会場で使用する薬用冷凍冷蔵庫、パーティション、抗ウイルス剤の噴霧装置、発券機等の備品購入費などであります。

次に、16ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で一つ丸、除排雪に要する経費1億6,000万円の補正は、例年になく積雪の状況により除雪、排雪の出動回数が増加したことなどによる除排雪等委託料の増であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。15款国庫支出金で953万7,000円の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金によるものであります。

19款繰入金で1億1,615万2,000円の補正は、財源調整のための財政調整基金繰入金であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第32号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） それでは、質疑に入らせていただきます。

3月に入り半ばとなりましたが、記録的な大雪の影響がまだまだ続いています。私たちは、砂川市民の皆様がどうすれば救われるのか、どうすれば諦めずに日々を過ごすことができるのか、市民の方々が諦めることのない砂川市であるように切に望むものであり、私も行動をし続けたいと思っています。そして、議案第32号 令和2年度砂川市一般会計補正予算についてでありますけれども、第8款土木費、第2項道路橋梁費についてであります。除排雪に要する経費ということで、例年になく委託料ということで総務部長から話がありましたけれども、補正理由の詳細について伺いたいと思います。

○議長 水島美喜子君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君（登壇） 除排雪等の委託料の詳細についてご答弁申し上げます。

今冬の本市は平年を上回る降雪の日数があり、また低温が続いたため積雪量が多い期間が続き、さらに2月には連日の降雪やその後の暖気により例年より多い除排雪作業が必要となったところであります。このことから、早朝除雪の出動については本日現在車道除雪が38回、歩道除雪が42回出動しており、予算計上時の車道30回、歩道32回の見込みを大きく上回っており、今後の出動回数を各2回と想定して計上するものであります。また、除雪の繰り返しにより路肩の雪山が成長し、車道幅の確保が難しくなったことから、年明けすぐに実施した一斉排雪では12月下旬から1月中旬にかけて低温が続いたことにより積雪量の低下が見られなかったことや雪の締まりが悪く、ダンプカーによる雪の運搬回数が増加したことなどにより排雪作業が当初予定よりも日数を要し、さらに1月末に一斉排雪作業が終了したものの、2月上旬の連日の10センチ以上の降雪、その後の暖気による路面の削り作業等により再び道路幅が狭くなり、2回目の一斉排雪の実施が必要となったことなどによるものであります。加えて、その他吹雪による吹きだまりの解消、狭くなった道路の雪取り、交差点部分の雪取り、暖気、降雨による融雪に伴う路面整正作業の増加などによるものであります。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

今年が雪がとて多くて、去年あたりがすごく少なかったこともあり、すごく多いなどという印象を受けるわけなのですけれども、過去10年間ぐらいで今年のような大雪でこれぐらいの支出があったという年はあるのでしょうか。どれぐらい増加になったのかについて伺います。

○議長 水島美喜子君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 過去10年ほどの補正の状況でございますけれども、平成29年度が1億5,000万円、平成27年度4,300万円、平成25年度3,000万円、平成24年度5,380万6,000円、平成23年度1億896万3,000円の補正をしてございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それぞれその年によって非常に多かったりということもあるようです。

先ほど1回目の答弁にもあったのですけれども、今回雪が多かったことと後半暖気が時々あって、雨が降ったり、解けたり、また降ったり、寒くなったりということが多かったりかと思うのですけれども、そういった気候の変化も除排雪の要因として考えられるということなのではないでしょうか。

○議長 水島美喜子君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 すみません。最後のほう聞き取れなかったのですけれども。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 そういった雪が降って、結構寒かったところでまた暖気になったりとい

うようなお話も先ほどの答弁の中にあっただけですけれども、今年の場合はただ雪が多いただけではなく、雪削りというお話もありましたけれども、後半に雨が降ったり、また寒くなったりというようなことも今回除排雪が増えた原因の一つとして考えられるのでしょうか。

○議長 水島美喜子君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 除排雪の作業量につきましては、単純に雪の量が多かったとか、そういう部分だけでなく、雪の降り方も関係しますし、また気温等も、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、暖気が来て、当然ざくざくになれば路面の整正するために作業をしなければならない。暖気の後には必ず悪天候というのですか、吹雪がやってきて、また出勤しなければならないと。いろいろそういう部分がございます、今年については例年よりは降雪、積雪も多いのですが、極端に多いということではないのですけれども、雪の降り方だとか、そういう関係で除雪作業費が多くなったというところでございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第33号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第6、議案第33号 令和3年度砂川市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第33号 令和3年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,364万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ132億364万7,0

00円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明欄の頭に付してある二重丸は新規事業であります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。4款衛生費、1項2目予防費で二重丸、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費9,364万7,000円の補正は、ワクチン接種に係る経費として会計年度任用職員及び職員の人件費、救急医療衛生用品などの消耗品費、ワクチン接種券の作成委託料、集団接種会場における接種業務を医師会等へ委託するためのワクチン接種委託料、医療機関等に勤務する市民が勤務する医療期間等においてワクチン接種した場合や市外の高齢者施設などで接種を受けた市民のワクチン接種負担金、事務経費などであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。15款国庫支出金で9,273万7,000円の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金であります。

次に、21款諸収入で91万円の補正は、市内の医療機関等の医療従事者及び市内の高齢者施設等の入所者のうち市外在住者に係る新型コロナウイルスワクチン接種負担金であります。

以上が歳入であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第33号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、議案第33号の質疑を行いたいと思うのですけれども、私は5点あります。

まず、1点目は先ほどの提案説明であった予防接種対策委員の報酬というのがある。それから、事務補助員報酬、それから看護師報酬、それぞれ少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

2点目なのですが、この新型コロナウイルスに向けてのワクチン接種について砂川市の情報発信が不足しているのではないかと考えていまして、というのは1月19日にまず臨時議会があって、コロナワクチンのことで私たちも質疑等をしていったのですけれども、それ以後広報すながわで多分一度もコロナワクチン接種のことについての記事がないように思うのです。他市町から比べると砂川市民の皆さんはその点で不安を強く感じていらっしゃるのではないかとと思うものですから、なぜ広報が一度もなかったのかどうかをお伺いをしたいと思います。

それから、庁内の組織体制なのですが、今現状どのようなふうになっているのか



をお伺いします。1月19日の臨時議会のときに私もここに関して質疑をしましたけれども、全庁的な取組を行っていくというような保健福祉部長のお答えもあつたりしたので、現状どんな組織体制で今動かれているのかをお伺いをします。

それから、3点目なのですが、これも市長のブログで拝見をしたのですが、砂川市の場合は4月26日の週に1箱約1,000回分、1人2回の接種が必要なので、約500人分の配付予定というようなことが書かれておりました。この情報しかないのですが、たまたま市長のブログを見させていただいて、そろそろ砂川でもこういう状態になってきたのかというのが分かったのですが、この1箱1,000回分、具体的に初めて砂川市にもワクチンが到着するのだという唯一の情報だと思うのですが、まず500人分といっても医療従事者は別にして、次は65歳以上のということになると思うのですが、まずどこからこの500人分を打とうとしているのか、その辺もお伺いをしたいと思います。

1回目最後の質疑なのですが、報道等によりまずと北海道は接種を先行接種する対象者の選定例を自治体に通知したとあるのですが、これがどのような内容なのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 黒弘議員の質疑に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から順次ご答弁させていただきたいと存じますが、まず予防接種対策委員報酬、事務補助員報酬、看護師報酬の件でございますが、まず予防接種対策委員報酬、こちらにつきましては副反応、その他の症状等による健康被害の申出があつたときには空知医師会の先生、また道から推薦を受ける空知地区の医師など、委員会を構成して、その申出の内容を審査し、またそちらについてを道を通じて国に申し出るというようなことが想定されておまして、その分の委員さんの報酬ということになります。次の事務補助員の報酬と看護師の報酬でございますが、こちらは集団接種等に係る事務員の補助ということと、あと看護師さんにつきましては集団接種を行う際の相談ですとか、あと接種後の経過観察のタイミングで高齢者の方、一般市民の方の様子を観察していただくということでございます。

次に、市の情報発信ということでございます。ほかのまちの情報発信の方法を詳細に把握していないものですが、国から示される情報とその都度、その都度で修正されることが多々ございます。紙媒体の広報というのは締切りもございますので、なかなか難しいとこ

ろもございます。タイムラグがございますので、難しいところもございますし、またホームページ等とか、そちらについても当初は高齢者については3月の下旬から中旬頃に接種のご案内を差し上げて、3月の下旬から4月以降に接種をするという国からのお話でしたけれども、それもワクチンの供給量といたしますか、配付の状況などもありまして、その都度、その都度方針といたしますか、方針は同じなんでしょうけれども、状況が変わっておりますので、なかなかタイムリーに正確な情報を発信できなかったということでございますので、こちらにつきましては確定している情報を中心に市民の方々には正確な情報をお伝えしていきたいと考えております。

また、庁内の組織体制でございますが、現在はまだワクチンの供給を受けていない状況で、前準備の段階ということでございまして、ふれあいセンターにおいて対応しているところでございます。また、システムの件などもございますので、必要な部分は担当部署の協力を仰いでおりますし、今後は実際の接種体制が構築され、実際に接種する段階の準備等を踏まえながら必要な応援があればその都度、その都度応援を願うというようなことで庁内では了解を得ているところでございます。

また、4月26日に約1,000回分のワクチンが本市にも配付されるというようなお話でございまして、道からもそのような予定ということでございます。こちらについては最後のご質問と重複しますので、まとめてご答弁させていただきたいと存じますが、市の高齢者の方、6,500人程度いらっしゃって、令和3年度中に65歳以上になる方を含めると約6,600人程度になろうかと思っております。理想であれば6,600人分の2回分が一度に配付されるというのが理想でありますけれども、なかなかそういう状況にはならないのだろうと考えております。私も道が高齢者の接種についての選定方法を例示するというような、新聞報道で見ました。手元には正式に道からこういうような考え方で選定するようにといたしますか、選定の例を示している文書はまだ届いておりませんが、新聞報道によりますと年齢であったり、基礎疾患の有無であったり、社会福祉施設への入所等々の例示がございまして、6,600人の対象者で、順序としましては高齢者の次に入所施設の従事者もある程度優先順位が高い状況でございまして、その方を含めると6,600以上に、トータルです。分母としては6,600以上にはなるのかなと思っております。今順次来るワクチンをどのように活用していくかというのは道の例示された方針とともに、集団接種では空知医師会の協力も仰いでおりますし、また道の例示では社会福祉施設というようなことがうたってございます。そちらについては、もう既に市内の高齢者施設についてはどのような接種方法を希望するかというのはお伺いをしている最中でございまして、その中で定員、職員の方の希望者がどれぐらいの割合でいるかというのもございますので、そういったことを勘案しながら順次来るワクチンの接種の順番といたしますか、方法については今後検討、今現在検討はしておりますけれども、もう少し詰めてまいりたいと考えております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

500人分は4月26日の週に1,000回分ということで、それはお話はお伺いしております。ただ、1,000回分ということでありますから、人数、1人2回打つとして500人分です。500人分をどのように接種するかというのは、最後のご質問でもあったように、高齢者の中でも優先順位をつけなければならないだろうとっておりますので、その500人分も含めてどのような順番で接種をしていただくかというのは今検討している最中でございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 国からの情報がないので、市民にはなかなかいいタイミングで情報が発信できないというようなお話だったのですけれども、国の情報はないのは新聞等なんかでも分かるのですけれども、今砂川市がどういうふうな状況でワクチン接種に向けて対応していこうとしているのか、あるいはそこに向けた準備体制はどのように整っているのかというようなことをお知らせすることは十分できるのだろうと思うのです。それ以降は実際にワクチンが来なかったら勝負にならないわけですから、そこは適時早い方法でお知らせしていくのはそうなのだろうと思うのですけれども、その前段階すらも今のところは発信がないと考えていいと思うのです。これは、非常にまずいだろうなと私は思います。砂川市は一体何をやっているのだろうかと思われる可能性もあります。というのは、いろいろところで、これも2回目の中で聞きますけれども、シミュレーションでやってみたりとか、実際高齢者の人たちも参加して、お医者さん役、あるいは看護師役の人たちが、今ならふれあいセンターとおっしゃっているので、ふれあいセンターの中でどう動いて、どうなってということはもうやられているのかと思うのですけれども、そういう一つ一つのものが、市長は1月の段階でも積極的にワクチンを打ってもらおうというのが自分の基本的な方針だというようなことをおっしゃっていたので、まだまだ市民は不安が多いのだろうと思うわけです、副反応や何かのことで。だけれども、砂川市、市長としてはなるべくなら早く打っていただいてというもし気持ちがあるならば、そういう方向に向かって市が今どういう取組をしているかということはいち早く知らせられる段階、段階で知らせていくべきだろうと私は思うのです。そういう意味からすると、今のんびりではないのかなと思っております。

また保健福祉部長の答弁になると疲れているかと思うので、ここで副市長にお伺いするのですけれども、政策的なトップは市長、これはよく分かっています。事務的なトップは副市長だと私は思っています、組織の関係なのですけれども、今こそ組織をきちんと組み立てておくべきだと私は思うのです。今まだ前の段階だから、ふれあいセンターで対応しているとおっしゃっているのですけれども、これ周辺のまちは対策本部を設けたり、プロジェクトチームを設けたり、大体副市長をトップにして全庁的な取組をしています。これをしていかなかったら、大変な作業だと実は思うのです。正直言って、ふれあいセンタ

一人で何人で今やっているのか分かりませんが、保健師は忙しいではないですか。日常の業務でも忙しく動いている人たちですから、そこに、今の準備段階、一番大変な状態だと思うのです、シミュレーションや何かも併せて。そのときにこのふれあいセンターに任せているって、もちろん保健福祉部長を筆頭にふれあいセンター所長もいるわけだしというのは分かるのですけれども、これこそ、今の準備段階こそ全市的な組織をきちんと立ち上げて、それここにいるけれども、病院も含めてだと私は思っているのです。今ここに、あちこち行ったりごめんなさい。3回でやらないと駄目なので。看護師報酬というのがあって、これは今から募集しようというのでしょうか。来てくれればいいのですけれども、今どき看護師さん、コロナでみんな引っ張りだこだし、大変だと思うのです。もしこの方來なかつたら、市立病院と何とか連携しながらやっていかなければいけないわけでしょう。それでしたら早くこの本部の中に市立病院の職員も入れたり、いろいろな形をしていかなかつたら、予算は取った、いざというときに集まらなかつたときにはどうするのという、そこまで慎重に考えるべきだと私は思うのです。事務補助員の報酬も6人、たしか1月で3人か何かを予算化していたと思うのですけれども、正直言ってこの方たちは素人の方々でしょう。その場のお手伝いをしてもらうぐらいしかできない方たちだと思うのです。でも、市役所には事務方のプロが幾らでもいるわけではないですか、若い人たちから含めて。今の段階からまさにそこを積み上げていかなかつたら、本番になったときに果たしてどうなるのでしょうか。ほかのまちの場合はコールセンターみたいなもので立ち上げて、それは人口の規模、たくさんあります。ただ、問合せって始まったら絶対たくさんあると思うのです。では、その電話番号はどこなのと。ふれあいセンターだったとしたらパンクします、ふれあいセンター。そうではなくたって通常の業務があるのですから。だからこそ全市的な、庁舎内全体的な組織が今こそ副市長を中心に、もう遅いかも分らないと私は思っているのですけれども、幸いこのコロナワクチンが遅れてきているので、今からでも間に合うと思うのです。しっかりと副市長を中心に立ち上げて、事務方のプロもしっかり据えてやっていくぐらいな状況をつくらなかつたら駄目だと思いますので、ぜひ副市長のお話をお伺いをしたいと思います。

先ほどの、新聞で読む限りは道のほうが選定例をというお話もあったし、市長のブログでも500人分というようなことも書かれていたので、もう少し情報がしっかりした中で市長はブログに書かれたのかなと思うのですけれども、でも何となく聞いた話ということなのですか。でも、もう少ししっかりとあるのだらうと思うものですから、せめて市長がブログで書かれた500人分、500人分來たからといって6,500人、まず第1段階として65歳以上が6,500人いるわけで、これ500人の方をどうやって最初にやるかは非常に難しい選択になります。こんなことだつてまずこれが市長が分かっているということは、みんなが分かっていることだと思うのです。500人分が來る。では、誰を打つのだということはもう既に今相談しなかつたらまずいわけです。いろいろなパターンが

あると思うけれども、単純に65歳以上の人を500人選ぶというのは至難の業だと思うのです。では、仮に施設に入っている高齢者の皆さんからまず一番最初に打とうかとしたとします。これがまた私は大変だと思うのです。高齢者施設に入っている方々はふれあいセンターに行くことが難しい方がたくさんいらっしゃると思うし、私も前に認知症の話もしたのですが、例えば認知症の方だったとすると、まず本人の同意が大前提ですが本人の同意が取れないではないですか、入所者の方々の同意が。では家族の同意でいいのか、家族にどうやってまず連絡を取っていいのか、非常に難しい事務作業というか、選択が必要になってくると思うわけです。そんなことも含めていくと、今の段階ではいかに組織をしっかりとつくり上げて、どんな対応でも、どんな状況でも即対応をして、反応していけるような形を取っていくべきだと思うのです。だけれども、今の保健福祉部長のお話でいったら、その体制はまだ取れていないと私は感じるものですから、その辺のところを2回目にお伺いをしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 私から1点だけ。

いわゆる4月26日に1箱が来るというのはその何日か前に新聞で発表されまして、26日に来るところの市町村名は不明ですけれども、第1陣に大きなまちが入っていて、第2陣に4月5日ですか、5日と書いてあったと思うのですけれども、道内の保健所の所在地、または感染状況を加味して20市町村に配付すると。そこには砂川市はなかったと。新聞に載った次の日に空知総合振興局長からほかの市町村については26日の日にそれぞれ1箱ずつ発送しますという電話が来たので、ここは間違いないだろうと。新聞と整合性が取れているので。あとは新聞だけでは、小黒議員も承知のとおり、後でころころ変わってくるというがあるので、確定したところだけは何とか早くお知らせしようということでございます。

それと、1箱分をどう使うか。新聞報道によると栗山町は1,000になるまで打たないとか、よその市町村でいろいろ苦勞しているようでございますけれども、今のところ内部で話しているのは施設のところでやるのが一番いいのではないかと今協議している最中でございます。

そのほかのもろもろのところは、副市長からご答弁申し上げます。

○議長 水島美喜子君 副市長。

○副市長 湯浅克己君 (登壇) 私から、組織体制というお話がございましたので、こちらも含めながらお話をさせていただきたいと思っております。

対策本部的なものの設置ということで以前からお話がありましたけれども、砂川市といたしましてはそのような形を取らないまでも全庁的な体制を取りながら対応をしていきたいというような状況でございます。今現状といたしましてもふれあいセンターが中心になって確かに準備等も進めておりますけれども、介護福祉課にも併任発令されている職員等

もおりますし、事務職員がおりますので、その職員が逆に言いますと予算等につきましては中心になりながら現状行っているところでございます。既に各部長に対しましては今後事務量に応じて職員の派遣も求めることになるということも伝えております。現状今特に業務として多大な業務があるとは準備段階といたしましては認識をしておりませんので、現状といたしましてはまだ求めているような状況ではございません。そのような中で、まずは今現状といたしましては保健福祉部を中心に、特にふれあいセンターを中心に対応していきたいと考えているところでございます。

また、何点かありましたけれども、ふれあいセンターにおけるシミュレーションの関係でありますけれども、こちら既に委員会でもお話をさせていただいたかと思っておりますけれども、既に行いまして、そのとき出ました課題につきましても市立病院等とも情報共有をさせていただきながら、ふれあいセンターの指導室ですか、その中の人の流れ等についてどのような形で行うのがいいのかという部分につきましては市立病院のお医者さんにも状況も確認させていただきながら、現状方向性を定めているところでございます。そのようなこともございますので、市立病院とは十分に情報のやり取りも行っておりますし、そのような中、お医者さんの意見も聞きながら現状としては進めている状況でございます。

またコールセンターのお話がありました。大きな規模になりますとコールセンターを設置ということもございましてしょうけれども、こちらについては砂川市の規模ということで設置はいたしません、電話につきましては別な電話の回線を設置をする予定しております。ですので、電話の対応につきましては今回予定しております事務の補助の職員が対応するような形を取っております、そのような対応の中で進めてまいりたいと考えているところでございます。

あと、500人分の2回分のワクチンが26日の週に届くということになっております。こちらにつきましては、先ほど1回目の答弁で保健福祉部長からも答弁させていただきましたけれども、基本的には高齢者施設に先行接種ということも今考えているところがございまして、施設の意向等も確認をしながらその点については進めていきたいと思っております。500人分ですので、例えば接種券を配付して予約をとるという形になりますと、どの程度の市民の方が申し込まれるかという部分がございまして、できれば一番リスクの高いと思われる高齢者施設についてどのような形でできるのか、それは高齢者施設の意向等も確認をしていかなければならないと思っております。高齢者施設の入所者ですので、一度に多くの方を接種しますと何かあったときの対応等も施設で図らなければならない部分もございまして、一定程度の人数を定めながら、期間を分けながら接種するということが考えられるところでございますので、それらを含めながら十分施設側と協議をいたしまして、どのような形で、500人分という形で考えていくのか、それとも2回目として必ず1,000人分が確保できるので、1,000人分として一度に接種するのも含めながらそちらについては検討を進めてまいりたいと考えております。

戻ってしまいますけれども、組織体制につきましては現状といたしましてはまずふれあいセンターを中心とする保健福祉部で進めていきたいと思っております。その中では各部とも十分な連携を取りながら、特に病院とは連携を取りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 私からも何点かご答弁をさせていただきたいと存じますが、市立病院との連携につきましては、当初から十分に話し合いをさせていただいております。先日空知医師会の役員会にもお邪魔をさせていただきまして、ふれあいセンターでの配置、そちらについての配置図を見ていただきまして、先生方のご意見を伺ったり、また施設についてもふれあいセンターに来ていただくということがなかなか難しい入所者の方も多いということでございますので、そういった方々も含めまして施設には意向の調査、聞き取りをしております。聞き取りでは、その施設で接種したいと。それは施設のスタッフも含めてということでございますけれども、接種したいというようなご意見でございます。その中で実際に接種される方がどの程度の割合なのかというのはこれからまた確認をさせていただこうと思っております。集団接種するときに市立病院と開業医の先生方のご協力を願うのですけれども、先生方と、あとワクチンの希釈する薬剤師なり看護師なり、また実際に接種する看護師の方をセットにして協力していただくということで、そちらについても今ご理解を賜っておりますので、募集をかけた看護師が必ず確保できるのかというようなことについては確定的なことはもちろん言えませんが、できる限りそういった専門的な技術を有している方を確保して、相談であったり、接種後の観察については役割を担っていただきたいと思いますと考えております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それぞれのご答弁を聞いていると不安です。大丈夫なのだろうかと思ってしまうのです。何が不安かという、まず1月19日の臨時議会でふれあいセンターでやるのだけれども、大丈夫なのと同じようなことを私は聞いたのですけれども、そのとき市長がかつてふれあいセンターで予防接種、インフルエンザのやったことの経験があるから、みんな分かっているから、保健師がノウハウがきちんとあるからというお話だったので、それは実はずっと昔の話で、ほとんどインフルエンザの予防接種のその経験がある人はもしかしたらたった1人かもしれない。一番古い人かもしれないというのがその場で分かったのです。市長の記憶も、あのとき市長は自信満々におっしゃられたので、これなら大丈夫だと私は座ったのですけれども、その後廊下に出たらいや、違う、違うという話になって、これまずいではないかと私は思うのです。それぞれ連絡は取り合っていますよ、あるいは市立病院ともきちんとやっていますよ、だけれどもこの対策本部みたいなものを副市長を中心に私はやったほうがいいのかと思うのは安心感です。事務方のトップがしっかりと指示を出していくと。それで、ふれあいセンターが会場だというのは分か

ります。だけれども、ではそのふれあいセンターが会場なのに、会場は分かるのだけれども、そこにたまたまいるふれあいセンターの保健師たちが中心になっていくというのは、これは別に合致してはなくていいわけではないですか。ふれあいセンターはふれあいセンターの会場が一番砂川市ではいいということであるならば、それはふれあいセンターでやればいいことであって、だけれどもではなぜそこにいる保健師たちが、そして保健福祉部長や保健福祉部だけが中心になってやっていかなければいけないのかという、そんなに簡単な事業ではないと私は思うから、言うのです。まずは、高齢者だけでも6,500人という人たちを相手にやっていかなければならないし、まだまだ、多分19歳ぐらいまでの市民には打ってもらうということになると思うのです。滝川の特別委員会、聞いているとほとんど1年かかるというような状況の中で組織体制をつくる、つくっているのです。そのぐらいの意気込みでいかないと途中で息切れするのではないのですか。ふれあいセンターだって子供たちのこともあるし、高齢者のこともあるし、健診もあるし、日常の業務も相当大きな業務を抱えているのです。私は、保健師から何かこう訴えてくれなんて言われたことはないです。そんなことを言う人たちではないですから。ひたすら頑張っていると思うのですけれども、これでいいのかと私は思います。副市長、これでいいのでしょうか。もっとしっかりした体制を、まず自ら俺がやるぞと、みんなついてこいと一度言ってもらえたらいいのになと私は思うのですけれども、長期の闘いになると思うし、役所側が、この組織がしっかり安心することによってワクチンに向けての安心感というのは私は出てくると思います、体制がしっかりすればしっかりしているほど。砂川だったら私も打ってみようか、打とうかというこの気持ちになってくると思うのです。広報のことにしてもそうだと思うのです。砂川市はなるべくなら打ってもらいたい、それによって地域経済を回していきたいという気持ちがより多くあるのであれば、逐一出せるものは出しながら安心感を持っていただく、組織もしっかりしている、相談体制もきちんとある、ここが一番私は大事なことだと思うので、副市長、もう一度ご答弁お願いします。

○議長 水島美喜子君 副市長。

○副市長 湯浅克己君 体制につきましては現状の形の中で、私も情報は逐一受けながらやっております。外部的には本部を設置するような形にはなっておりませんが、実際的には情報を逐一集めながら今準備を進めているところでございます。基本的には16歳以上の市民の方にワクチンの接種ということになっておりますので、数的にはかなりの人数になると思いますし、現状といたしましては今回の予算につきましても国の考え方に基づきまして10月までの予算の計上という形になっているのが現状でございます。ですけれども、実際的には今年いっぱい、または年度にという範囲の中で実施していかなければならないというのは十分私どもも覚悟はしておりますし、ワクチンの接種につきましては現状といたしまして特効薬がない中、これ今の、予防するためには最も必要なものだというのは市長も前回答弁しておりますけれども、できるだけ多くの方に接種していただき



たいというのは市の考え方でございます。体制につきましては現状のままの体制で進めたいと思いますけれども、情報発信等もできる限り正しい情報を発信していかなければならないというところで、なかなかいろいろな情報が動く中で発信できていない部分もあろうかと思っておりますけれども、その点につきましても十分考えながら市民に安心していただけるような体制ができていますのだということを市民に周知するためにも対応等を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） それでは、質疑に入らせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種が始まりましたが、北海道でも変異ウイルスが増加傾向にあり、国も世界も数種の変異ウイルスが確認され、緊急事態の解除など春休み、春の移動などに伴い拡大が懸念されています。今回の令和3年度砂川市一般会計補正予算についてでありますけれども、先ほどからの小黒議員の質問の中でもいろいろな答えがありました。現段階での進み具合等で先ほど答えた以外のことで今後の流れ、予定について何かあれば伺いたいと思います。あと新型コロナウイルスワクチン接種による副反応なのですけれども、全国的、世界的にも問題になっていて、市民の方々も大変心配されている方がいらっしゃるのですけれども、どのような症状があるのかをまず聞きたいと思っております。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） それでは、私からご答弁させていただきます。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種の今後の流れの中で先ほどの質疑と重複しないような部分ということでございますが、先ほどもお話をしたとおり、4月26日の週から順次ワクチンが配付されるということでございます。市に配付されるワクチンについては高齢者を優先して接種することになりますので、その接種の優先については、先ほどご答弁したとおり、どのようにするかは今後検討してまいりたいと思っておりますし、また国は6月末までに全国の高齢者約3,600万人分のワクチンを配付するというような方針を出しております。そういうことになれば、砂川で高齢者の分、6,500から、6,600人程度のワクチンがどの段階でそろうのかというようなことも見極めながら集団接種のスケジュールについても今後検討してまいりたいと考えております。

次に、副反応のお話でございます。国及び国内で現在ワクチンの薬事承認されている製造メーカーでは、新型コロナウイルスワクチンを接種した際の副反応として一定の割合で発熱のほか、接種部位の痛みであったり、疲労、頭痛、関節や筋肉の痛み、寒けなどの症状が生じていると示しており、またまれに重大な副反応としてショックやアナフィラキシーが起きるといったようなことを示しているところでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、2回目の質問に移らせていただきます。

今後の流れについては先ほど小黒議員からも質問があったり、答えていただいたりとい

うことで、今現段階でのおおよその流れというものは分かりました。

副反応についてなのですけれども、市民の方も心配しておられて、それでもあまり情報  
がはっきりないというか、高齢者の方は特に心配していて、接種が高齢者の方から始ま  
りますけれども、その高齢者の方々が副反応について皆さん知っているのかということでも  
市民の方が心配されているのです。その点について、副反応についてきちんと知らせる必  
要があるかと思うのですけれども、先ほど今後の流れと答弁していただきましたけれども、  
ぜひ副反応についても予防接種をしていただく前段階の段階できちんと説明する必要があ  
るのではないかと考えるところでもありますけれども、その周知方法についてどのように考  
えているのか伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 副反応に係る周知ということでございます。高齢者を含む  
市民の皆様に対する周知につきましては、まず個別でのご案内をすることになろうと思  
いますので、接種対象者への案内通知、予約受付の際など事前に周知をしたいと考えてお  
りますし、またワクチンの接種後の経過観察の際にも15分から30分程度お休みをして  
いただいた後、帰宅していただくこととなりますので、そういったタイミングでも説明を行  
おうと考えております。また、国が公表しております副反応に関する情報などにつきま  
しても市のホームページなどを活用しましてお知らせをしてまいりたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 報告第1号 監査報告

報告第2号 例月出納検査報告

○議長 水島美喜子君 日程第7、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報  
告の2件を一括議題といたします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第1号及び第2号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号及び第2号を終わります。

◎日程第8 議案第34号 常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長 水島美喜子君 日程第8、議案第34号 常任委員及び議会運営委員の選任についてを議題といたします。

選任の方法については、砂川市議会委員会条例第8条の規定に基づき、次のとおり指名したいと思います。

総務文教委員に多比良和伸議員、水島美喜子議員、増山裕司議員、沢田広志議員、小黒弘議員、辻勲議員、社会経済委員に増井浩一議員、飯澤明彦議員、中道博武議員、北谷文夫議員、佐々木政幸議員、高田浩子議員、議会運営委員に多比良和伸議員、中道博武議員、沢田広志議員、小黒弘議員、以上のとおり指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、指名したとおり選任されました。

◎日程の追加

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

ここで、議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議長の常任委員辞任について

○議長 水島美喜子君 追加日程第1、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

ただいま選任されました常任委員のうち、当職につきましては選任された総務文教委員を辞任したいと思います。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りします。

ここで会議を休憩し、休憩中に2常任委員会及び議会運営委員会を開会して正副委員長を互選し、議長までお知らせいただき、本会議で氏名を報告したいと思います。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時30分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

2 常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の氏名を報告いたします。

総務文教委員長に辻勲議員、同副委員長に沢田広志議員、社会経済委員長に増井浩一議員、同副委員長に佐々木政幸議員、議会運営委員長に多比良和伸議員、同副委員長に中道博武議員、以上のとおり決定しましたので、報告いたします。

◎日程第9 選挙第1号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について

選挙第2号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について

選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について

選挙第4号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について

選挙第5号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

○議長 水島美喜子君 日程第9、選挙第1号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について、選挙第2号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について、選挙第3号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について、選挙第4号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について、選挙第5号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙についての5件を一括議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思っております。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

これより、選挙第1号について砂川地区広域消防組規約第6条第3項の規定による同規約第5条第3項の議員に辻勲議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました辻勲議員を砂川地区広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定いたしました。

ただいま当選されました辻勲議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

続いて、選挙第2号について砂川地区保健衛生組合同規約第6条第4項の規定による同条第3項の議員に増井浩一議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました増井浩一議員を砂川地区保健衛生組合同議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定いたしました。

ただいま当選されました増井浩一議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

続いて、選挙第3号について中空知広域市町村圏組合同規約第6条第3項の規定による同規約第5条第2項の議員に辻勲議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました辻勲議員を中空知広域市町村圏組合同議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定いたしました。

ただいま当選されました辻勲議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

続いて、選挙第4号について中空知広域水道企業団規約第6条第3項の規定による同規約第5条第2項の議員に増井浩一議員、沢田広志議員、飯澤明彦議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました増井浩一議員、沢田広志議員、飯澤明彦議員を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定いたしました。

ただいま当選されました増井浩一議員、沢田広志議員、飯澤明彦議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

続いて、選挙第5号について中・北空知廃棄物処理広域連合規約第8条第4項の規定による同条第2項の議員に増井浩一議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました増井浩一議員を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました増井浩一議員が議場におられますので、本席から会議規則第3

1条第2項の規定により告知をします。

◎日程の追加

○議長 水島美喜子君 ここで、総務文教委員長、社会経済委員長及び議会運営委員長から継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの継続審査の申出を日程に追加し、追加日程第2として一括議題にしたいと思えます。このことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、一括議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 継続第1号 総務文教委員会継続審査

継続第2号 社会経済委員会継続審査

継続第3号 議会運営委員会継続審査

○議長 水島美喜子君 追加日程第2、継続第1号 総務文教委員会継続審査、継続第2号 社会経済委員会継続審査、継続第3号 議会運営委員会継続審査の3件を一括議題といたします。

本件については、各委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第101条の規定により、お手元に配付のとおり委員の任期中において閉会中の継続審査の申出であります。

各委員長からの申出のとおり、委員の任期中において閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◎日程第10 意見案第1号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書について

○議長 水島美喜子君 日程第10、意見案第1号 コロナ禍における地域経済の活性化と米価暴落対策を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略いたします。

これより意見案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 これにて日程の全てを終了いたしました。

令和3年第1回砂川市議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでございました。この令和3年第1回砂川市議会定例会は、50年の歴史をつないできたこの本会議場での最後の定例会でございました。理事者、議員の皆様のご協力によりまして無事終わらせていただきましたことに心から感謝を申し上げます。また、和泉議会事務局長もこちらの席に座っていただくのが本日で最後でございます。大変お世話になりました。ありがとうございます。

多くの皆様に心からの感謝とお礼を申し上げます。終わらせていただきます。大変お疲れさまでございました。そして、ありがとうございます。

閉会 午後 3時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年3月17日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員